

【令和8年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和8年6月18日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

○「議案第77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正の概要について

本条例は、指定通所支援の事業等の運営等に関する基準の改正を行うものである。児童を性暴力から守るために、日頃から講ずべき措置、性被害が疑われるときの対応方法、特定性犯罪前科の有無の確認、児童対象性暴力等の防止のための措置及び特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置を事業所に課すことを目的としている。

* 義務対象事業所及び認定対象事業所の施設数について

市内における義務対象事業所数は、令和8年4月1日時点で、指定児童発達支援が210か所、児童発達支援センターが4か所、指定放課後等デイサービスが249か所、指定居宅訪問型児童発達支援が4か所、保育所等訪問支援が32か所である。また、認定対象事業所数は、令和8年4月1日時点で、居宅介護が237か所、同行援護が43か所、行動援護が59か所、短期入所が30か所であり、重度障害者等包括支援は対象事業所がない。

なお、同一事業所で複数サービスを提供する場合は、それぞれのサービスで1か所と計上する。

* 児童福祉法等の関連法の施行までの取組について

令和8年2月に義務対象事業所にシステム事前登録の案内を発出した。今後は県下5県市が共同運用する「障害福祉情報サービスかながわ」を活用したメール配信、年1回開催する指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導講習会及び個別に運営指導する場を活用しての周知並びに理解促進を図る予定である。

* 非正規職員における取扱いについて

職員の雇用形態にかかわらず、児童に接する業務に従事する場合は、犯罪事実確認の対象となる。

* 性犯罪歴を有することが判明した場合の対応について

本雇用前においては、募集の時点で性犯罪歴があれば内定取消しとなる旨が明記されている場合はその内容に即した対応が行われると想定される。また、既に雇用されている者の場合、児童と接しない職種への配置転換等が求められる。

* 別の職種への配置転換が困難な場合の対応について

性犯罪歴を有することが判明した者の処遇について、原則として対象事業所の責任により措置を講じることとなるが、対象事業所が適切な措置を行わない場合、市が指導する予定である。

* 障害児の保護者への制度概要に関する情報発信について

制度上の枠組みにおいては、保護者への周知及び啓発は対象事業所が対応する取扱いであるが、市としても保護者に向けた周知の必要性を認識しているため、市の取組について今後検討する予定である。

*** 本市独自の基準を設けない理由について**

国の基準を順守することで最低限の安全が確保されるものと位置付けられていることに加え、仮に独自の基準を設けた場合、複数の異なる自治体で事業所を設置する事業者の負担が増加する懸念から、独自の基準を設けない方針である。ただし、制度運用の過程で必要が生じた場合は状況に応じた対応を検討することが見込まれる。

*** 条例第60条において「指導訓練室」の名称を「発達支援室」に変更する理由及び改正の背景について**

今回のこども性暴力防止法の改正によるものではなく、国の基準の改正により指導訓練室の名称が発達支援室に改められたことに対応する改正である。障害児サービスの性質上、児童に指導訓練を行うものではなく発達に資するサービスを提供する場であることから名称を改めたものと認識している。

《意見》

* 対象事業所ごとの実施状況に差異が生じないように、事業所に全て委ねるのではなく市が主体的に取組を推進してほしい。

* 制度及び犯罪事実確認等の手続きが複雑であることから、実効性のある制度運用に向け、市が対象事業所に対して丁寧に説明及び周知を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条例改正の概要について**

本条例は、指定障害児入所施設等の運営等に関する基準の改正を行うものである。児童を性暴力から守るために、日頃から講ずべき措置、性被害が疑われるときの対応方法、特定性犯罪前科の有無の確認、児童対象性暴力等の防止のための措置及び特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置を事業所に課すことを目的としている。

《意見》

* 市が対象事業所に対して丁寧に説明及び周知を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 保険料の特例減免の対象者数及び保険料収入不足額について

令和7年度の課税状況を基にした概算によると、対象者数は約900人である。また、この場合の減額による影響額は約2,700万円である。

*** 条例改正に伴うシステム改修費用及び予算の執行について**

税制改正及び特例減免への対応に係る介護保険システムの改修費用は、約1,041万円である。令和9年度の介護保険制度改正に向け、令和8年度当初予算で計上したシステム改修費用約7,600万円から先行して執行する予定である。

*** 保険料の減額に伴う補填等の検討について**

第9期介護保険事業計画においては、約2,700万円の保険料収入の減額は計画値の範囲内であり、現時点では補填の必要性はないと認識している。

*** 今回のシステム改修が次期介護保険事業計画に向けたシステム改修に与える影響について**

今回のシステム改修により、今後実施が予定される改修の費用が膨大になることは見込んでいない。

《意見》

* 介護保険料の算定誤りによる過徴収及び徴収漏れが発生しないよう、正確な算定処理をしてほしい。

* 介護保険料の特例に関して、令和8年第1回定例会で可決された議案第71号については、税制改正により保険料段階を下げるべき対象の市民の保険料段階が維持される内容の特例であったため、反対した経緯があるが、今回は特例により非課税世帯の負担が軽減するため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第91号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決